

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 教育職員の免許状の授与
基本測量を実施する旨の通知
- ◇雑報 鳥取食糧事務所郡家支所河原出張所の庁舎の移転

規則

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十三号

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

船名	実働一時間当たり貸付料
しゅんせつ船 開運丸	三、八六二円
因伯丸	二、八五七円
えい船 港栄丸	一、〇三九円
土運船 鳥第一	四四五円
鳥第二	四一七円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百二十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第一条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、教育職員免許法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地

高等学校助教諭免許状 昭四〇高助 第二号 蔵光 工 鳥取県

〃 〃 第三号 高本 康子 〃

” 第四号 森本怡津代 ”
 養護助教諭免許状 昭四〇養助 第一号 有本 節子 ”
 幼稚園教諭二級普通免許状 昭四〇幼二普第三号 福本こぎく ”

鳥取県告示第二百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年六月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（一等水準測量）

二 作業期間 昭和四十年 五月二十日から
昭和四十年十二月二十日まで

三 作業地域

鳥取市、米子市、倉吉市
 東伯郡泊村、羽合町、東伯町、赤碓町、大栄町
 西伯郡日吉津村、淀江町、中山町、名和町、大山町
 八頭郡智頭町、用瀬町、河原町
 岩美郡福部村、岩美町
 気高郡気高町、青谷町

雑 報

鳥取食糧事務所郡家支所河原出張所の庁舎を次のとおり移転したのでお知らせします。

昭和40年6月11日

鳥取食糧事務所長 前 田 賢 次

庁舎移転月日 昭和40年6月1日

庁舎移転場所 鳥取県八頭郡河原町大字渡一木267の1

昭和四十四年四月十五日より第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】